

名古屋市南文化小劇場

区 分				午 前 9:00～ 12:00	午 後 13:00～ 16:30	午 前 午 後 9:00～ 16:30	夜 間 17:30～ 21:30	午 後 夜 間 13:00～ 21:30	1 日 9:00～ 21:30	延 長 (30分 当たり)
ホ ー ル	公演等 のため の使用	入場料等 無料	平日	24, 000	28, 000	47, 000	32, 000	54, 000	67, 000	5, 000
			土曜日、 日曜日等	30, 000	35, 000	59, 000	40, 000	68, 000	84, 000	6, 000
		入場料等 1,000円以下	平日	36, 000	42, 000	70, 000	48, 000	81, 000	101, 000	8, 000
			土曜日、 日曜日等	45, 000	53, 000	88, 000	60, 000	102, 000	126, 000	9, 000
		入場料等 1,000円超 3,000円以下	平日	46, 800	54, 600	91, 000	62, 400	105, 300	131, 300	10, 400
			土曜日、 日曜日等	58, 500	68, 900	114, 400	78, 000	132, 600	163, 800	11, 700
		入場料等 3,000円超	平日	61, 200	71, 400	119, 000	81, 600	137, 700	171, 700	13, 600
			土曜日、 日曜日等	76, 500	90, 100	149, 600	102, 000	173, 400	214, 200	15, 300
		練習割に該当する申込が あった場合の減免額		△2, 000	△2, 000	△3, 000	△2, 000	△4, 000	△5, 000	—
		練習又は公演等 の準備のため（公演 等の当日を除きま す。）の使用	平日	12, 000	14, 000	23, 500	16, 000	27, 000	33, 500	2, 500
	土曜日、 日曜日等		15, 000	17, 500	29, 500	20, 000	34, 000	42, 000	3, 000	
練 習 室				1, 300	1, 500	2, 500	1, 700	2, 900	3, 600	

※ 令和8年10月1日以降の施設利用申込に適用します。

備考

- 1 日曜日等とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、平日とは、土曜日及び日曜日等以外の日をいいます。
- 2 延長の欄に掲げる額は、ホールについて、使用時間の区分の前後に接続する時間（午前、午後及び夜間の区分による使用時間以外の時間に限ります。）についても併せてその使用を許可した場合における、その超過使用30分当たりについての利用料金の額とします。
- 3 承認を受けて特別の設備を設けた場合及び特別の器具等を使用する場合における電気の料金については、1キロワット1時間につき30円を加算します。